

S I P「次世代農林水産業創造技術」委託試験研究 契約書

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター（以下「甲」という。）と〇〇コンソーシアム（以下「乙」という。）の構成員（以下「乙構成員」という。）を代表する〇〇（以下「乙代表機関」という。）とは「〇〇試験研究計画名」の委託試験研究について次のとおり委託契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、次の委託試験研究に係る業務（以下「委託業務」という。）を乙へ委託し、乙はこれを受託する。実施内容の詳細は別紙「委託試験研究実施計画書」様式Ⅲ-2（以下「実施計画書」という。）に定める。

委託業務の名称 「※試験研究計画名を記載 〇〇〇〇〇」

（委託費の限度額）

第2条 甲は、平成〇〇年度（平成〇〇年4月1日から翌年3月31日までの1年間をいう。）の委託業務に要する費用（以下「委託費」という。）として、金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（消費税を含む。）を超えない範囲で乙へ支払うものとする。

2 委託業務の委託期間が事業年度（4月1日から翌年3月31日の間）を超える契約である場合は、毎事業年度に実施する、ガバニングボード（有識者議員等で構成される。）の評価や評議委員の助言等を踏まえたプログラムディレクター（内閣府にテーマごとに配置される。）の判断、甲による委託業務の成果評価の結果等に基づき、甲は、翌事業年度の委託費の限度額を速やかに決定し、委託試験研究変更契約を乙との間で翌事業年度の開始後速やかに締結する。

3 乙は、委託費を別紙の実施計画書に記載された経費の区分に従って使用しなければならない。当該実施計画が変更されたときも同様とする。

（委託期間）

第3条 委託業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は次の通りとする。

委託期間 平成26年10月6日から平成31年3月31日まで

（委託費の支払い）

第4条 委託費の支払は、委託業務の事業年度毎に、その額が確定した後に行う。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、乙に対して必要があると認める場合は、委託業務の実施に要する経費を事業年度中に乙へ支払うこと（以下「概算払」という。）ができる。

3 乙は、概算払を請求するときは委託試験研究概算払請求書（様式Ⅲ-7）を甲へ提出する。

第1章 委託業務の実施

（バックグラウンド知財の共有化、実施許諾）

第5条 乙構成員は、委託業務を遂行する目的に限定して、委託業務を開始するために必要となる相互が既存のバックグラウンド知財（第29条参照のこと。）を、相互に開示すると共に、委託期間中に限り、当該バックグラウンド知財（著作権を除く。）を相互間で実施できるものとする。

また、乙構成員既存のバックグラウンド知財が、SIP次世代農林水産業創造技術研究に携わる他のコンソーシアムが進める委託研究に有用であると知財委員会（第30条参照のこと。）が判断する場合には、乙構成員は、委託期間中に限り、当該バックグラウンド知財に係る情報を他のコンソーシアム構成員との間で共有化し、当該バックグラウンド知財を実施させるものとする。（バックグラウンド知財の委託期間中の共有化、実施。）

2 委託期間終了後に委託業務で得られたフォアグラウンド知財を利用するに際し、乙構成員が既存するバックグラウンド知財の使用が不可欠である場合は、バックグラウンド知財の所有者はフォアグラウンド知財を利用しようとする者に対してバックグラウンド知財（著作権を除く。）の実施を許諾できるものとする。（バックグラウンド知財の委託期間終了後の実施許諾。）

（フォアグラウンド知財の共有化、実施許諾）

第6条 乙構成員は、委託業務を遂行する目的に限定して、委託期間中に限り、委託業務によって得たフォアグラウンド知財（第29条参照のこと。）を相互間で実施できるものとする。

また、研究成果の有効活用を図る観点から、フォアグラウンド知財が、SIP次世代農林水産業創造技術研究に携わる他のコンソーシアムが進める委託研究に有用であると知財委員会が判断する場合には、乙構成員は、委託期間中に限り、当該フォアグラウンド知財に係る情報を他のコンソーシ

アム構成員との間で共有化し、当該バックグラウンド知財を実施させるものとする。この際、当事者間で秘密保持契約等を締結して、フォアグラウンド知財に係る情報の漏えいを防ぐ対策が必要である。（フォアグラウンド知財の委託期間中の共有化、実施。）

- 2 委託業務で得られたフォアグラウンド知財の実施許諾等については知的財産権の実施、許諾、譲渡、放棄を規定した第42条を参照のこと。（フォアグラウンド知財の実施許諾。）

（委託業務の実施）

第7条 乙は、別紙に定めた実施計画書に記載された内容に従って委託業務を実施しなければならない。当該実施計画書が変更されたときも同様とする。

- 2 乙は、委託業務の実施中において、事故その他の委託業務の実施を妨げる重大な事由が発生したときは、発生したときから7日以内にその旨を甲へ通知しなければならない。

（再委託の禁止）

第8条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者へ委託してはならない。

（権利義務の譲渡等）

第9条 乙構成員が第三者へ本契約により生ずる権利を譲渡し又は義務を承継させようとするときは、当該乙構成員は、乙構成員の全員が同意していることがわかる書類を添付した上で甲へ提出し、甲の事前承認を得なければならない。

- 2 前項にもかかわらず当該乙構成員が解散した場合又は甲がその書類の内容に不備があったと認めた場合は、当該乙構成員の権利義務は乙代表機関へ承継されたものとみなす。
- 3 乙構成員は、本契約により生じる乙構成員の債権について、第三者に対する譲渡又は担保の用に供する等の行為を行ってはならない。ただし、甲の承認をあらかじめ得た場合はこの限りではない。
- 4 乙構成員は、当該委託業務によって得られた取得財産に対し、抵当権、質権その他の担保物権を設定してはならない。

（帳簿等の整備）

第10条 乙は、委託業務に係る経費について、専用の帳簿を備え、収入支出の額を経費項目に従って記載し、その出納を明らかにしておかななければならない。

- 2 乙は、前項の帳簿及びその支出内容を証する証拠書類を、事業終了の年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

第2章 委託業務の管理

（中間技術評価の実施）

第11条 甲は、委託業務の進捗状況を確認する必要があると認めるときは、事業年度の終了あるいは委託期間の終了を待つことなく、委託業務に関する技術評価（以下「中間技術評価」という。）を行うことができる。乙代表機関は、中間技術評価に際して次の各号に掲げる措置を講じる。

- 一 乙構成員の進捗状況を取り纏めて甲へ報告する。これには現状の問題と当該問題を打開するための対策並びに対策の妥当性も含まれること。
 - 二 甲の判断に基づき甲の職員が委託業務の実施場所へ出向いて実施状況を確認する必要性が生じた場合は、立ち会い等の必要な対応を行うこと。
- 2 甲は、前項の措置を講じた結果、特に必要があると認めるときは、乙代表機関と協議し、乙代表機関に対して委託業務の実施に必要な指示を行う。これには甲の判断に基づく委託業務内容の見直し、中止等が含まれる。

（実績報告）

第12条 乙代表機関は、委託期間中の事業年度が終了する毎年3月31日までに、委託業務に係る当該年度における費用の使用実績をまとめた「委託試験研究実績報告書（様式Ⅲ-3）」（以下「実績報告書」という。）を作成して甲へ提出する。

- 2 乙代表機関は、委託期間が終了する日を含む事業年度については、当該事業年度の終了日まで、又は委託期間の終了日までのいずれか早い日までに、上記実績報告書を作成して甲へ提出する。
- 3 乙代表機関は、委託業務が中止又は契約解除になった場合は、当該事業年度終了日まで、又は中止／解除日の翌日から起算して30日以内のいずれか早い日までに、上記実績報告書を作成して甲へ提出する。

（検査及び報告の徴収）

- 第13条 甲は、乙代表機関から実績報告書を受領したときは、報告書の記載内容について、委託業務の契約内容に適合するものであるかどうかを速やかに検査する。
- 2 甲は、前項の検査のほか、次の各号に掲げる検査を行うことができる。
- 一 委託業務の実施に要した経費の支出状況についての委託期間中の検査。
 - 二 その他、甲が必要と認めた検査。
- 3 甲は、第1項及び第2項の検査を次の各号に掲げる事項について行うことができる。
- 一 実績報告書に記載された実施内容とこれに対して支出した経費との整合性
 - 二 実施計画書に対する実績報告書の内容の整合性
 - 三 第10条に掲げる帳簿、書類の整合性
 - 四 甲が委託業務に関して必要と認めるその他の事項
- 4 甲は、第1項及び第2項の検査を乙構成員の工場、研究施設その他の関連事業所において行うことができる。
- 5 甲が、事実確認の必要があると認めるときは、乙代表機関又は乙構成員は取引先に対し、参考となるべき報告及び資料の提出について協力を求める。
- 6 甲は、前項の検査を実施しようとするときは、乙代表機関を通じて対象の乙構成員に対して、検査の場所と日時、乙が派遣する検査職員、その他検査を実施するために必要な事項を事前に通知する。
- 7 乙代表機関又は乙構成員は、前項の通知を受けたときは、甲があらかじめ指定する書類を準備し、委託業務の内容及び経理内容を説明できる者を甲の指定する検査場所へ乙の負担で派遣する。
- 8 甲が検査できる期間は、委託期間が終了する日の属する事業年度の終了日の翌日から起算して5年間とする。

第3章 変更、中止手続 (契約の変更)

- 第14条 第2条第2項に規定した翌事業年度の委託費の限度額の決定にともなう契約変更以外に、甲又は乙代表機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方の承諾を得て契約内容を変更できるものとする。
- 一 甲が、第13条に規定した実績報告書の検査結果に基づいて、翌年度以降の委託業務内容の見直しが必要であると判断した場合。
 - 二 毎事業年度に実施する、ガバニングボードの評価や評議委員の助言等を踏まえたプログラムディレクターの判断、甲による委託業務の成果の評価結果等に基づき、委託業務の期間や目的、予算額等の見直しが必要であると判断した場合。これには第11条第2項に規定した中間技術評価において甲が委託業務の見直しが必要であると判断した場合も含む。
 - 三 著しい経済情勢の変動、天災地変等により、本契約に定める条件で契約の一部の履行が困難となったとき。
- 2 前項にかかわらず、日本国政府の予算又は方針の変更等により本契約の変更を行う必要が生じたときは、甲は本契約の内容を変更できるものとする。(第55条の特約条項を参照のこと。)

(実施計画書の変更)

- 第15条 ガバニングボードの評価や評議委員の助言等を踏まえたプログラムディレクターの判断、甲による委託業務の成果評価の結果等に基づき年度内であっても実施計画の変更を行うことができる。
- 2 乙代表機関は、実施計画書の主要内容(実施体制、実施・経費分担、設定目標等)を変更する場合は、「委託試験研究実施計画変更承認申請書(様式Ⅲ-4)」(以下「計画変更申請書」という。)を甲へ提出し、甲の事前承認を受けなければならない。ただし、実施計画書の収支予算の支出の部の区分の欄に掲げる費目間(直接経費から一般管理費への流用を除く。)における流用については、この限りではない。
- 3 消費税率の変更にともない委託費の額が変動する場合は計画変更契約書の作成を省略することができる。これは第14条に規定した契約の変更にも適用する。
- 4 甲又は乙は、その代表者の住所又は社名を変更したときは、速やかに相手方へ通知しなければならない。これは第14条に規定した契約変更にも適用する。

第4章 契約の解除 (甲の解除権)

- 第16条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 一 乙構成員の責に帰すべき事由により、乙が本契約又は本契約に基づく甲の指示に違反したとき。
 - 二 乙構成員の責に帰すべき事由により、委託業務の実施が不可能又は著しく困難になったとき。

- 三 乙構成員が甲との委託契約等に関して不正又は虚偽の報告等をしたとき。
 - 四 実施計画書に定める乙構成員が、委託業務に関して研究活動の不正行為（研究成果の中に示されたデータや研究成果等をねつ造、改ざん及び盗用する行為。以下同じ。）を行った者、関与した者又は責任を負う者として認定されたとき。
 - 五 実施計画書に定める乙構成員が、委託業務に関して公的研究費の不正使用等（研究資金の他の用途への使用又は本契約の内容若しくはこれらに付した条件に違反して使用する行為及び偽りその他不正の手段により研究資金を受給する行為。以下同じ。）があったと認定されたとき。
 - 六 乙構成員において【特記事項1】第1条に規定する談合等の不正行為が認められたとき、あるいは【特記事項2】第4条に規定する暴力団関与の属性要件に適合する場合。
- 2 前項に定める場合以外において、日本国政府の予算又は方針の重大な変更に伴い、甲が当該業務の中止を決定した場合は、1ヶ月の予告期間を定めて乙代表機関を通じて乙へ通知することにより、中止を決定した日以降の契約を解除することができる。（第55条の特約条項を参照のこと。）

（乙の解除権）

第17条 乙代表機関は、甲の責に帰すべき事由により甲が本契約に違反しその結果委託業務の実施が不可能又は著しく困難となったときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

（その他の契約解除）

第18条 著しい経済情勢の変動、天災地変等の本契約締結の際に予測することのできない事由であつて、甲乙いずれの責にも帰すことのできないものにより委託業務の実施が不可能又は著しく困難となったときは、甲乙協議して本契約を解除することができる。

（解除措置）

第19条 本契約を解除するときは、乙代表機関は委託試験研究中止（廃止）申請書（様式Ⅲ-18）を甲へ提出して、甲の承認を得るとともに、第4条、第20条から第25条までの規定に準じて精算する。

（違約金）

第20条 第16条第1項に規定した甲の解除権に基づき本契約の全部又は一部を解除したときは、甲はその解除により完了できない委託業務（以下「解除部分」という。）に係る経費の支払義務を免れるとともに、乙代表機関は違約金として解除部分（解除日が属する事業年度の翌事業年度以降を除く。）に対する契約金額の百分の十に相当する金額を、甲へ支払わなければならない。また、甲は、本契約の全部又は一部が解除される以前に甲が既に負担した費用の全部又は一部を乙代表機関へ請求できるものとする。

2 第17条に規定した乙の解除権及び第16条第2項に基づき本契約の全部又は一部が解除されたことによって、乙の代表機関又は構成員が委託業務の全部又は一部を完了できないときは、乙の代表機関は解除部分についての履行義務を免れるとともに、甲は違約金として解除部分（解除日が属する事業年度の翌事業年度以降を除く。）に対する契約金額の百分の十に相当する金額を、乙代表機関へ支払わなければならない。

また、乙代表機関は、本契約の全部又は一部が解除される以前に乙の代表機関又は構成員が既に負担した費用の全部又は一部を甲へ請求できるものとする。

3 甲又は乙代表機関は、第1項、第2項の違約金を相手方の指定する支払期日までに支払わないときは、未払金額に対して支払期日の翌日から支払いの日までの日数に応じ、年5パーセントの割合により計算した延滞金を支払わなければならない。

第5章 委託費の確定及び支払い

（甲が支払うべき額の確定）

第21条 甲は、乙代表機関から受領した実績報告書を遅滞なく検査し、委託業務の実施に要した経費が本契約内容に適合していると認めるときは、委託業務の実施に要した経費の額と委託費の限度額とのいずれか低い額を支払うべき額として確定し、検査の完了をもって額の確定日として乙代表機関へ通知する。

（確定額の請求と支払い）

第22条 乙代表機関は、甲からの前条の通知を受けたときは、振込依頼書（様式Ⅲ-6）により、前条で確定した額（以下「確定額」という。）を甲へ請求する。

ただし、既に第4条第2項に規定する概算払を受けている場合は、確定額から当該概算払の額を減じ

た額を請求する。

- 2 甲は、前項の規定により振込依頼書を受理したときは、受理した日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に、これを乙代表機関へ支払う。
- 3 前項の規定にかかわらず、甲は、乙代表機関からの振込依頼書を受理した後、その内容の全部又は一部を不当と認めるときは、その理由を明示して当該振込依頼書を乙代表機関へ返付することができる。この場合において、当該振込依頼書を返付した日から是正された振込依頼書を甲が受理した日までの期間は、約定期間に算入しない。

（相殺）

- 第23条 乙代表機関が甲へ支払うべき金銭債務があるときは、甲は本契約に基づき乙代表機関へ支払うべき金額と当該債務の対当額について相殺することができる。

（支払遅延利息）

- 第24条 甲は、約定期間内に確定額を乙代表機関へ支払わないときは、未払金額に対して約定期間満了の日の翌日から甲の取引銀行において支払手続をとった日までの日数に応じ、年5パーセントの割合により計算した金額を遅延利息として、乙代表機関へ支払う。ただし、約定期間内に支払わないことが、天災地変等甲の責に帰すことができない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しない。

（過払金等の返還）

- 第25条 乙代表機関は、甲から概算払等を受けた額が第21条に定める委託費の確定額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って甲へ返還する。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙代表機関は、次期事業年度が存在する事業年度に限り、当該事業年度における乙代表機関が既に支払いを受けた総額の概ね5パーセントを上限として、当該過払金について、委託費の額の確定後直ちに、繰越承認申請書（様式Ⅲ-8）を甲へ提出し、本委託業務の遂行上特に必要と判断し、承認を受けた場合に限り、甲へ返還することなく繰越して次期事業年度の委託費として使用することができる。

第6章 取得財産の管理

（取得財産の帰属）

- 第26条 委託業務を実施するため委託費により製造し、取得し、又は効用を増加させた財産（以下「取得財産」という。）の所有権は、乙構成員が検収した時をもって、委託業務の委託期間中は乙構成員に帰属する。
- 2 乙構成員は、委託業務の委託期間中、取得財産について、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 乙構成員は、取得財産について他の財産と区分するために、表示票を貼付して管理しなければならない。
- 4 乙構成員は、委託業務の委託期間中、取得財産を委託業務以外の目的に甲の許可無くして使用してはならない。
- 5 乙構成員は、取得財産について、甲がその引渡しを請求した場合には、これを甲に引き渡さなければならない。なお、この場合、当該取得財産の所有権の帰属その他当該取得財産の取扱いについては、甲が指示するところによる。
- 6 委託期間終了後、甲が適当であると認めるときは、乙構成員は甲へ委託等物品使用継続申請書（様式Ⅲ-14）を提出することによって一定期間引き続いて取得財産を継続使用することができる。なお、この場合、当該取得財産の所有権の帰属その他当該取得財産の取扱いについては、甲が指示するところによる。
- 7 乙構成員は、取得財産の設置場所を変更しようとするときは、乙代表機関を通じて甲へ予め報告しなければならない。

（財産管理に係る費用の負担等）

- 第27条 乙の取得財産の管理に要する経費のうち、委託業務の実施に要した経費として甲に認められた費用以外の費用及び委託期間終了後又は本契約が解除された場合の解除された日以降の費用は、乙の負担とする。

（取得財産等の弁償）

- 第28条 乙は、取得財産又は甲から貸与された財産を滅失又は毀損した場合は、発生日から原則とし

て7日以内に乙代表機関を通じて甲へ報告するとともに、補修、部品の取替、製造等を行い、原状に復元しなければならない。ただし、甲により特段の指示があった場合は、その指示に従うものとする。

第7章 成果の取扱・知的財産権

第1節 定義

(用語の定義)

第29条 本契約において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

- 一 「特許権等」とは、特許権、実用新案権、意匠権、育成者権、回路配置利用権、著作権、及び不正競争防止法に係わるノウハウ等の営業秘密をいう。また、これらの特許権等を受ける権利を含む。
- 二 「産業財産権」とは、特許権、実用新案権、意匠権をいう。また、これらの産業財産権を受ける権利を含む。
- 三 「ノウハウ」とは、産業財産権等の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能で財産的価値があるものをいう。
- 四 「通常実施権」とは、特許権、実用新案権、意匠権を対象とした通常実施権、並びに育成者権、回路配置利用権を対象とした通常利用権をいう。
- 五 「専用実施権」とは、特許権、実用新案権、意匠権を対象とした専用実施権、並びに育成者権、回路配置利用権を対象とした専用利用権をいう。
- 六 「バックグラウンド知財」とは、乙構成員が委託業務の開始前から保有していた特許権等及び委託業務開始後に委託費によらずに取得した特許権等をいう。
- 七 「フォアグラウンド知財」とは、委託業務に係る委託費によって発生した特許権等をいう。

第2節 成果の取扱い

(知財委員会)

第30条 プログラムディレクター又はプログラムディレクターの代理人、関係府省、専門家等から構成され、甲に設置される知財委員会は、委託業務で得られた成果に関する論文発表、特許権等の方針決定等のほか、必要に応じて特許権等の実施許諾に関する調整などを行う。

- 2 委託業務で得られた特許権等の取扱いに関して、委託業務の推進に支障を及ぼす恐れがある場合には、知財委員会において調整して合理的な解決策を得るものとする。

(成果報告書の提出)

第31条 乙代表機関は、委託業務の委託期間中の毎事業年度が終了したとき（委託業務を中止、又は廃止したときを含む。）及び委託業務終了時に、委託試験研究成果報告書（以下「成果報告書」という。）を作成して甲へ遅滞なく提出する。成果報告書は紙面と電子ファイル版とを各1式提出する。

- 2 成果報告書には、乙の代表機関及び構成員が委託業務を実施することによって得られた成果の詳細、実施計画書に定められた委託業務の目的に照らした達成状況、及び成果の公表に係わる情報、発明並びにその他の技術情報を的確に整理して記載する。
- 3 乙は、委託業務により作成し甲へ納入する成果報告書及びこれに係わる著作物については、納入後に著作物通知書（様式IV-14）を乙代表機関を通じて甲へ遅延なく提出しなければならない。
- 4 甲は、成果報告書に関して必要があると認めるときは、更に詳細な説明資料の提出を乙代表機関へ求めることができる。

(成果の保証)

第32条 乙代表機関は、成果報告書へ記載した乙の成果について、第三者の特許権等を侵害していないことを保証しなければならない。

- 2 成果報告書の記載内容について第三者から特許権等その他の権利の侵害等の主張があったときは、乙代表機関及び乙構成員はその責任においてこれに対処するものとし、損害賠償等の義務が生じたときは、乙代表機関及び乙構成員がその全責任を負う。

(成果の公表等)

第33条 乙は、委託業務の実施期間中又は委託業務終了後において、委託業務で得られた成果を学術誌や学会等へ積極的に発表するように努める。

- 2 乙構成員は、委託業務の実施期間中又は委託業務終了後において、委託業務で得られた成果を甲以外の者へ知らせようとするときは、研究成果発表事前通知書（様式II-2,3）を乙代表機関を通じ

て甲へ事前に提出しなければならない。

- 3 成果を公表する場合は、委託業務による成果であることを成果に明示し、又は口頭発表しなければならない。

【明示又は発表例】

「この成果は、平成〇年度、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、戦略的イノベーション創造プログラム委託研究の成果です。」

- 4 甲は、委託業務終了後、試験研究の成果を公表するものとする。ただし、乙構成員が業務上の支障があるため、甲に対して成果を公表しないよう申し入れたときは、甲は、乙構成員の利害に係る部分についてはその成果を公表しないことができる。

(成果の利用・普及)

第34条 乙は、新規就農者の増大、農業・農村全体の所得増大、農山漁村の維持・発展に結びつく成果の創出に努めるものとする。また、食生活等を通じた国民生活の質の上昇に貢献する。更に、企業連携により、関連産業の海外展開を含めた事業拡大を図るとともに、世界の食糧問題解決に寄与することが求められる。

- 2 成果は、実用化・事業化に向けて、「農地等に係る構造改革と一体的な技術の現場展開」、「企業との連携により、市場や消費者ニーズを踏まえた商品提供」、「技術のユーザー視点に立った成果普及とビジネスモデルの確立」、「知財管理等、グローバル視点での技術普及、制度改革等と連動した取組み」等を出口戦略として展開されるものとする。
- 3 乙代表機関は、委託業務の終了の翌日から5年間は、成果の活用状況を甲へ報告する。

第3節 知的財産権

(委託業務の成果に関する内部規則の整備)

第35条 乙構成員は、乙構成員の役員又は従業員（以下「従業員等」という。）が委託業務を実施した結果得られた成果に係る国内外における特許権等を受ける権利を、従業員等から乙構成員へ帰属させる旨の契約を本契約の締結後その従業員等との間で速やかに締結しなければならない。職務発明規定等によって乙構成員への帰属が既に定められ、委託業務に適用できる場合はこの限りではない。

(委託業務の成果に関する不正な流出の防止)

第36条 乙構成員は、委託業務を実施した結果得られた成果について、第三者への不正な流出を防止するため、従業員等との間で退職後の取決めを含めた秘密保持契約を締結するなど、必要な措置をとるよう努めなければならない。

- 2 乙構成員は、第三者へ不正に成果の流出があった場合には、遅滞なく甲へ報告するとともに、不正行為者に対し法的処置を講ずるなど、適切に対処しなければならない。

(ノウハウの指定)

第37条 甲は、委託業務の成果に係るノウハウを乙代表機関と協議のうえ指定し、その旨を乙代表機関へ通知する。

- 2 乙代表機関は、前項の規定に基づき甲が指定したノウハウを、甲の指示に従い書面で甲へ提出しなければならない。
- 3 甲は、第1項の通知をするに当たっては、ノウハウにつき甲及び乙が秘匿すべき期間を明示するものとする。
- 4 前項の秘匿すべき期間は、甲乙代表機関協議のうえ、次の各号に掲げる場合を除き、原則として当該事業年度の終了日の翌日から起算して5年間とする。ただし、甲及び乙代表機関が特にノウハウの秘匿の必要性が高いと認めるときは10年間とすることができる。
 - 一 日本国及び乙構成員の属する国の関係機関に対し、輸出許可の取得のために守秘義務を付して開示する場合
 - 二 委託業務を実施するため、又は自己の研究開発を行う目的のために、必要な第三者に対し、守秘義務を付して開示する場合
 - 三 甲が日本国政府に対する責務を遂行するため、守秘義務を付して開示する場合
- 5 第1項において指定したノウハウについて、指定後において必要があるときは、甲と乙代表機関とが協議のうえ、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができる。
- 6 甲は、第2項の規定によりノウハウを乙代表機関から受理したときは、これを秘密情報の漏えいを防止することができる場所において、適切に保存しなければならない。

(知的財産権の帰属)

第38条 乙構成員が本委託費による委託業務を実施することで発明を行い、次の各号の全てを約する特許権等の帰属に係る確認書（様式Ⅳ-1）を乙代表機関が甲へ予め提出した場合、甲は、乙構成員から委託業務に係る特許権等を譲り受けない。なお、乙構成員間の共同研究によって発生した特許権等は、当該乙構成員間で共同出願契約を締結した上で、当該乙構成員間で共有できるものとし、持分は特許権等の発生寄与度等に応じて当該乙構成員の間で協議して決定する。

乙代表機関が甲へ確認書を提出しない場合、甲が必要と判断した乙構成員の特許権等について、甲は乙構成員から無償で譲り受ける。

- 一 乙構成員は、本委託業務による発明に係る特許権等の出願又は申請（以下「出願等」という。）を行ったとき又は登録若しくは品種登録を受けたとき、及び著作物を創作したときは、第39条の発明・出願の通知、第40条の出願後の状況通知にそれぞれ規定した各通知書・報告書を、定められた期間内に甲へ提出して、報告すること。
 - 二 主務大臣（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法第22条第1項に規定する主務大臣をいう。）の要請に応じて、甲が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、乙構成員は、乙構成員に帰属した当該特許権等を無償実施又は利用する権利を甲又は甲の指定する者に許諾すること。
 - 三 乙構成員に帰属した当該特許権等が相当期間実施されておらず、かつ、当該特許権等を相当期間実施していないことについて正当な理由が認められないと甲が認める場合において、甲がその理由を明らかにして求めるときには、乙構成員は当該特許権等を利用する権利を第三者へ許諾すること。
 - 四 乙構成員は、特許権等の実施、許諾、譲渡、放棄等を規定した第42条規定を遵守すること。
- 2 前項の規定により甲が乙構成員に当該特許権等の帰属を認めた後、乙構成員が正当な理由無く前項各号のいずれかに該当しないと甲が認めるときは、乙構成員は当該特許権等を甲へ無償で譲渡しなければならない。
- 3 乙構成員は、第1項の規定により甲が乙構成員に当該特許権等の帰属を認めた後、当該発明に係る出願等を行う場合は、出願等に係る書類に国等の委託研究の成果に係る出願等である旨を表示しなければならない。

【特許出願の記載例（願書面【国等の委託研究の成果に係る記載事項】欄に記入）】

「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、SIP（戦略的イノベーション創造プログラム）「次世代農林水産業創造技術」委託研究、産業技術力強化法第19条の適用を受ける特許出願」

- 4 成果報告書及びその他これに類する著作物は、乙が甲へ著作物通知書（様式Ⅳ-14）を提出することによって、乙の当該著作物に係わる著作権について、甲による当該著作物の利用に必要な範囲において、甲が利用する権利及び甲が第三者に利用を許諾する権利を、甲へ許諾したものとす。
- 5 乙構成員が自らの諸事情や不正経理・行為のために乙を委託期間中に脱退する場合は、当該乙構成員が委託費によって委託期間中に得た特許権等の全部又は一部を脱退時に甲又は他の乙構成員へ無償譲渡する。

（発明・出願の通知）

第39条 乙構成員は、委託業務の成果に係る発明を行った場合には、発明内容を記載した発明等報告書（様式Ⅳ-2）を乙代表機関を通じて甲へ遅延なく提出する。甲は、乙代表機関から受領した発明等報告書の内容を確認して国益に反するなど特段な理由が無い限り、乙構成員の要請に基づいて特許権等の出願を認めるものとする。また、甲は、必要に応じて、知財委員会へ発明等報告書を提出して出願の要否について検討を依頼することができる。

- 2 乙構成員は、委託業務に係る特許権等（ノウハウを除く）の出願又は申請を行ったときは、出願又は申請番号、出願日又は申請日、優先権主張番号、優先権主張日、優先権主張国、出願人又は申請人名及び発明の名称が確認できる書類の写しを添付して特許権等出願通知書（様式Ⅳ-3）を出願の日（国内書面の提出にあつては提出日）から60日以内（ただし、外国への出願及び外国への国内書面提出の場合は90日以内。）に乙代表機関を通じて甲へ提出する。
- 3 乙構成員は、第38条第3項に規定する記載を怠ったことが判明し、かつ、甲の指導に従わないときは、第38条第1項の規定にかかわらず、当該産業財産権を無償で甲へ譲り渡さなければならない。

（出願後の状況通知）

第40条 乙構成員は、委託業務に係る産業財産権の設定登録又は品種登録が行われたときは、出願番号（回路配置利用権及び育成者権を除く。）、登録番号、登録日、権利者名、発明等の名称が確認できる書類の写しを添付して特許権等通知書（様式Ⅳ-4）を登録公報発行の日又は登録に関する公示

- の日から60日以内（ただし、外国の場合は90日以内。）に乙代表機関を通じて甲へ提出する。
- 2 乙構成員は、委託業務により生じた成果に係る著作物の著作権のうち、次の各号に掲げるものについて、創作又は公表年月日、著作物の題号、著作者等の書誌的事項を示す書類又は著作物の電子ファイル化したもの1部を添付して著作物通知書（様式IV-14）を乙代表機関を通じて甲へ速やかに提出する。
 - 一 著作権法第2条に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物の著作権（以下「プログラム等の著作権」という。）
 - 二 プログラムの手引書その他これに類するもの
 - 三 乙の著作権の行使又は第三者への著作物の利用の許諾を行うもの
 - 3 委託業務によって得られた特許権等の自己実施、許諾、譲渡、放棄等については第42条の規定に従うこと。

（知的財産権に係る経費の負担）

- 第41条 乙構成員は、委託業務で得られた特許権等の出願・申請から登録までに要した全ての経費（委託期間中の権利維持費用を含む）を負担する。
- 2 乙構成員が特許権等を共有する場合は、共有者間で協議して経費の負担割合を決定する。

（知的財産権の実施、許諾、譲渡、放棄）

- 第42条 特許権等を実施した場合であって、以下の各号については、乙構成員は乙代表機関を通じて特許権等実施報告書（様式IV-7）を甲へ遅延なく提出して報告しなければならない。
- 一 第38条第1項に基づいて乙構成員へ帰属した特許権等を当該乙構成員が自己実施したとき。
 - 二 第38条第1項に基づいて乙構成員へ帰属した特許権等であって、当該乙構成員が第三者へ実施許諾した当該特許権等を第三者が実施したとき。
 - 2 乙構成員が第三者に対して特許権等の実施許諾を行おうとする場合であって、以下の各号については、乙構成員は乙代表機関を通じて特許権等実施許諾承認申請書（様式IV-10）を甲へ事前に提出して、甲の承認を予め求めなければならない。甲の事前承認を得て特許権等の実施許諾を行った場合は、その事実が確認できる書類の写しを添付して特許権等実施許諾報告書（様式IV-11）を乙代表機関を通じて甲へ遅延なく提出して報告すること。
 - 一 第38条第1項に基づいて乙構成員へ帰属した特許権等について、第三者に対して通常実施権の許諾を行おうとするとき。
 - 二 第38条第1項に基づいて乙構成員に帰属した特許権等について、第三者に対して専用実施権の設定又は専用実施権の移転の承諾を行おうとするとき。
 - 3 第38条第1項に基づいて乙構成員へ帰属した特許権等を第三者へ移転（譲渡）しようとする場合は、乙構成員は乙代表機関を通じて特許権等移転承認申請書（様式IV-12）を甲へ事前に提出して、甲の承認を予め求めなければならない。
甲の事前承認を得て当該特許権等を第三者へ移転（譲渡）した場合には、移転（譲渡）の事実が確認できる書類の写しを添付して特許権等移転報告書（様式IV-13）を乙代表機関を通じて甲へ遅延なく提出して報告すること。
 - 4 但し、第2項に記載した実施許諾、第3項に記載した移転（譲渡）について、当該特許権等の活用に支障を来すおそれがない場合であって、下記アからエに相当する場合は、申請書の提出を省略して報告書のみ提出すること。
 - ア 乙構成員である当該特許権等権者の合弁又は分割によって当該特許権等が移転される場合
 - イ 乙構成員である当該特許権等権者が株式会社であって、その子会社又は親会社に当該特許権等の移転又は専用実施権の設定若しくは移転の承諾（以下「移転等」という。）をする場合
 - ウ 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律に規定する承認事業者若しくは認定事業者へ移転等をする場合
 - エ 技術研究組合が組合員へ当該特許権等を譲渡又は許諾する場合
 - 5 特許権等を共有する乙構成員が自己の有する持分を放棄しようとするときは、甲、乙代表機関、及び他の共有者へ書面で事前通知するものとし、当該持分は他の共有者の寄与度に応じて他の共有者が無償で承継する。
 - 6 乙構成員は、委託業務によって得られた特許権等（ノウハウを除く）を放棄しようとするときは、特許権等放棄申込書（様式IV-5）を乙代表機関を通じて甲へ提出して、甲の事前承諾を得なければならない。また、出願・申請中の特許権等（ノウハウを除く）を取り下げようとする場合には特許等出願取下げ申込書（様式IV-6）を乙代表機関を通じて甲へ提出して、甲の事前承諾を得なければならない。
 - 7 乙解散後は、本条項に記載された乙代表機関が行う諸手続きを、当該特許権等に係わる乙構成員が

自ら行う。

(著作権の利用等)

第43条 乙構成員は、第38条第4項に規定した著作物の甲及び第三者による利用について、著作者人格権を行使しないものとする。また、乙構成員は、著作者が乙構成員以外のものであるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとらなくてはならない。

2 乙構成員は、委託業務の成果によって生じる著作物及びその二次的著作物の公表に際し、委託業務による成果である旨を明示すること。

(乙による特許権等に係る事務の実施)

第44条 乙構成員である特許権等権者は、第38条から前条までに規定する特許権等に係る事前協議及び報告については、委託期間中、乙代表機関を通じてこれを甲へ提出又は協議する。

第8章 雑則

(不適正な経理処理等に対する措置)

第45条 甲は、乙構成員が本契約に対して不適正な経理処理等の行為（以下「不適正経理処理」という。）を行った疑いがあると認められる場合は、乙代表機関が乙構成員に対して内部調査を指示し、その結果を文書で乙代表機関を通じて甲へ報告させることができる。ただし、乙構成員による内部調査が適正に実施がされない可能性があるとして甲が認める場合は、甲及び乙代表機関は当該乙構成員の研究施設その他の事業所に立ち入り、不適正経理処理の有無及びその内容を確認できる。

2 甲は、前項の報告を受けたときは、その内容を詳細に審査し、不適正経理処理の有無及びその内容を確認する。この場合において、甲が検査のため必要であると認められるときは、乙構成員の研究施設その他の事業所に立ち入ることができる。

3 甲は、前項の検査の結果、不適正経理処理に関与し、管理・監督上重大な責任があると認められる場合について、本契約を解除する又は委託業務を中止させる。

4 甲は、前項の規定により試験研究の中止等を行う場合にはその旨を乙代表機関へ速やかに通知する。

5 甲と乙代表機関とは共同して、乙構成員が不適正経理処理により使用した委託費、及び委託費の残額の返還要求その他必要な措置を行う。

6 甲は、甲以外の機関から、当該乙構成員が実施する研究資金事業において、乙構成員が不適正経理処理を行った旨の通知を受領した場合、第3項から第5項に準ずる措置を取ることができる。

(研究活動の不正行為等に対する措置)

第46条 乙構成員が委託業務に対して、不正行為を行った疑いがあると認められる場合、甲は、乙代表機関に対し事案の調査を求め、その結果を甲へ文書で報告させる。

2 甲は、前項の報告を受けたときは、その内容を詳細に審査し、研究活動の不正行為等の有無及びその内容を確認する。

3 甲は、前項により研究活動の不正行為等が行われたと認めた場合、直ちに当該委託費の使用を停止させるとともに、本契約を解除する又は当該委託業務を中止させる。

4 前項の規定により試験研究の中止等を行う場合には、甲はその旨を速やかに乙代表機関へ通知する。

5 甲と乙代表機関とは共同して、乙構成員が不正行為によって使用した委託費、及び委託費の残額の返還請求その他必要な措置を行う。

6 甲は、甲以外の機関から、当該乙構成員が実施する研究資金事業において、乙構成員に参画する研究者が、研究活動の不正行為等を行った旨の通知を受領した場合、第3項から第5項に準ずる措置を取ることができる。

(加算金)

第47条 甲は、第45条第5項又は第46条第5項の規定に基づく返還金に対して、加算金を付加するものとする。

2 加算金は、返還金に係る委託費を乙が受領した日の翌日から起算し、返還金を納入した日までの日数に応じ、年利5パーセントの割合により計算する。

(個人情報に関する秘密保持等)

第48条 乙の構成員、従業員等、及び委託業務に従事する者（従事した者を含む。以下「委託事業従事者」という。）は、この委託事業に関して知り得た個人情報（生存する個人に関する情報であつ

て、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）を委託事業の遂行に使用する以外に使用し、又は提供してはならない。

- 2 乙の構成員、従業員等及び委託事業従事者は、保有した個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（個人情報の複製等の制限）

第49条 乙構成員は、委託業務を行うために保有した個人情報について、き損等に備え重複して保存する場合又は個人情報を送信先と共有しなければ委託業務の目的を達成することができない場合以外には、複製、送信、送付又は持ち出ししてはならない。

（個人情報漏えいなどの事案の発生時における対応）

第50条 乙構成員は、保有した個人情報について、漏えい等安全確保の上で問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、甲に事案が生じた旨、被害状況、復旧等の措置及び本人への対応等について直ちに報告しなければならない。

（委託業務終了時における個人情報の消去及び媒体の返却）

第51条 乙構成員は、委託業務が終了したときは、この委託業務において保有した各種媒体に保管されている個人情報については、直ちに復元又は判読不可能な方法により情報の消去又は廃棄を行うとともに、甲より提供された個人情報については、返却しなければならない。

（個人情報の保護）

第52条 甲は、委託業務の受託者の研究課題データのほか、研究者の個人情報を取り扱う際にはプライバシーの保護に十分に配慮し、法令その他の規範を遵守するものとする。

（事故の報告）

第53条 乙構成員は、この委託業務において毒物等の滅失や飛散など、人体等に影響を及ぼす恐れがある事故が発生した場合は、事故の内容を事故が発生したときから7日以内に甲へ報告しなければならない。

（賠償責任）

第54条 甲は、委託業務の実施に起因して生じた乙の財産、従業員等及び臨時雇用者の損害並びに第三者に与えた損害に対し、一切の損害賠償の責を負わない。

- 2 取得財産に起因する事故によって当該取得財産を所有する乙構成員以外の第三者が損害を受けた場合には、当該乙構成員にその責任を負わせなければならない。委託期間後において継続使用が認められた財産についても同様とする。

（特約）

第55条 委託業務開始日の属する事業年度の翌事業年度以降において、以下の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、甲は、委託費の上限額の減額又は委託業務の中止を行うことができる。この場合、委託費の上限額の減額又は委託業務の中止によって乙に損害が生じても甲は一切の責任を負わないこととする。

- 一 独立行政法人通則法（平成11年7月16日法律第103号。以下「通則法」という。）第30条の規定に基づき定められた中期目標の期間終了時における事業評価において、国が予算停止措置等の判断をした場合
- 二 その他、戦略的イノベーション創造プログラム事業に対する国から甲への予算措置が縮減又は停止された場合

（協力事項）

第56条 乙の構成員及び代表機関は、委託業務の円滑な実施のため、次の各号に掲げる事項について甲に協力するものとする。

- 一 本委託業務に係る試験研究の成果について行う評価、委託業務終了後一定期間経過後に行う調査に係る資料の作成、情報の提供、ヒアリングへの対応並びに委員会等への出席
- 二 甲が開催する成果報告会における報告及びそれに伴う資料の作成等委託業務で得られた成果に係る普及及び国民理解の促進に関する取組

(存続条項)

第57条 甲及び乙は、委託期間が終了し、又は第11条第2項、第16条、第17条、第18条若しくは第55条の規定に基づき本契約が解除された場合であっても、次の各号に掲げる条項については、引き続き効力を有するものとする。

- 一 各条項に期間が定めてある場合においては、その期間効力を有するもの。
第10条第2項、第13条第8項、第34条第3項、第37条第4項。
- 二 各条項の対象事由が消滅するまで効力を有するもの。
第5条第2項、第6条第2項、第26条第6項、第32条第2項、第33条、第38条から第43条、第45条、第46条、第56条。
- 三 その他
第48条から第50条に規定する個人情報の取扱い。

(雑則)

第58条 第1条、第2条第2項、第4条第3項、第12条第1項、第2項、第3項、第15条第2項、第19条、第22条第1項、第25条第2項、第26条第6項、第31条第1項、第3項、第33条第2項、第3項、第38条第1項、第4項、第39条第1項、第2項、第40条第1項、第2項、第42条第1項、第2項、第3項、第6項の報告又は提出は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター所長に行うものとする。

(中期計画を越える契約の効力)

第59条 通則法に定める甲の中期計画における最終年度の翌年度以降の期間に係る本契約の効力は、通則法第31条の規定に基づき、甲の次期中期計画が農水大臣及び財務大臣の認可を受けることを条件として生ずるものとする。

(疑義の解決)

第60条 前各条のほか、この契約に関して疑義を生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上解決するものとする。

特記事項

【特記事項1】

(談合等の不正行為による契約の解除)

第1条 甲は、次の各項のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- 1 本契約に関し、乙構成員が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次の各号のいずれかに該当することとなったとき。
 - 一 独占禁止法第49条第1項に規定する排除措置命令が確定したとき
 - 二 独占禁止法第50条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき
 - 三 独占禁止法第66条第4項の審決が確定したとき
 - 四 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき
- 2 本契約に関し、乙構成員の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 3 本契約に関し、乙構成員（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき

(談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出)

第2条 乙構成員は、前条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

- 一 独占禁止法第49条第1項の排除措置命令書
- 二 独占禁止法第50条第1項の課徴金納付命令書
- 三 独占禁止法第66条第4項の審決についての審決書
- 四 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

(談合等の不正行為による損害の賠償)

第3条 乙構成員が、本契約に関し、第1条の各項のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、当該乙

構成員は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）のうち当該乙構成員へ割り当てられた金額の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の規定において、甲に生じた実際の損害額が違約金の額を超える場合には、その超える分について甲が当該乙構成員へ損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 3 第1項の違約金、第2項の損害賠償金の請求を受けた当該乙構成員が、甲が指定する期間内に違約金及び損害賠償金を支払わない場合には、乙代表機関及び乙構成員が連帯して、甲へ違約金及び損害賠償金を支払わなければならない。
- 4 前項において、乙代表機関及び乙構成員が連帯して違約金あるいは損害賠償金を甲へ支払うときは、甲が指定した期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲へ支払わなくてはならない。
- 5 第1項から第4項の規定は、本契約が終了あるいは中止された場合も適用される。

【特記事項2】

（暴力団関与の属性要件に基づく契約解除等）

第4条 甲は、乙構成員が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（損害賠償）

第5条 甲は、第4条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙構成員に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙の代表機関又は構成員は、甲が第4条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 3 乙構成員が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙構成員は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 5 第3項に規定する場合において、乙構成員が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表機関又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表機関であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 6 第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙の代表機関又は構成員に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 7 乙の代表機関又は構成員が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条 乙は、本契約に関して暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報

